

論 説

イギリス会社法における検査役制度に関する考察 —結合企業法制度における従属会社の運営局面との関連で—

坂 本 達 也

I はじめに

結合企業法制度の必要性は長年議論されているが、同制度構築は実現していない。結合企業法制度においては、支配従属関係が形成された後の従属会社の運営局面において、支配会社に責任を課すための責任規制が従属会社の少数株主保護のために必要である¹。この規制に基づき支配会社に対し責任を追及することが可能になったとしても、支配会社から従属会社への影響力行使があり、従属会社がこれに従った結果、従属会社に損害が生じたということを発見する必要がある、そのための手段として、開示規制および監査規制が必要である²。しかし、開示規制および監査規制に基づき開示された事項により支配会社から従属会社への影響力行使があり、従属会社はその影響力行使に従った結果従属会社に損害が生じているという疑いはあるが、支配会社に責任を追及するためには、情報がさらに必要であるという場合も考えられる。このような場

¹ 江頭憲治郎『結合企業法の立法と解釈』103頁、189頁（有斐閣、1995年）、高橋英治『従属会社における少数派株主の保護』136頁、223頁（有斐閣、1998年）（以下、『少数派株主の保護』という。）、高橋英治『企業結合法制の将来像』175頁以下（中央経済社、2008年）（以下、『企業結合法制』という。）参照。

² 江頭・前掲注(1)116頁以下、123頁、129頁以下、高橋・前掲注(1)『少数派株主の保護』134頁、高橋・前掲注(1)『企業結合法制』170頁以下参照。

合について、従属会社の少数株主が情報を収集することができるための手段が構築されるべきである。従属会社の少数株主が情報収集をするための制度として、検査役制度の必要性が論じられている³。結合企業法制度の立法論を提示する主要な学説は、検査役制度について立法案を提示する⁴。

また、結合企業法制度において従属会社の債権者保護のために支配会社に対する責任規制が必要であるという立場をとるのであれば⁵、従属会社の債権者にとっても情報収集のための制度が設けられることは望ましいであろう。

イギリス会社法においては、検査役制度は19世紀に採用され、長期にわたり発展をしてきた⁶。本稿では、同制度について考察を加え、日本法への示唆として、結合企業法制度における責任規制を支えるために必要である検査役制度について、規制案を提示する。

³ 江頭・前掲注(1)152頁以下、高橋・前掲注(1)『少数派株主の保護』133頁、223頁、高橋・前掲注(1)『企業結合法制』183頁以下参照。なお、支配従属関係の形成過程の議論において、支配従属会社間の組織再編行為のうち特に利益相反性が強いものについては、対価の公正性に関して、裁判所選任の検査役の調査を要求するものとして、北村雅史『企業結合の形成過程』森本滋編著『企業結合法の総合的研究』19頁（商事法務、2009年）がある。

⁴ 江頭・前掲注(1)154頁、高橋・前掲注(1)『少数派株主の保護』134頁参照。

⁵ 坂本達也『影の取締役の基礎的考察』356頁（多賀出版、2009年）。

⁶ イギリス会社法における検査役制度の導入および発展等については、上田純子「株式会社における経営の監督と検査役制度（一）（二）」民商法雑誌116巻1号45頁（1997年）、116巻2号203頁（1997年）、中島史雄「イギリス会社法上の商務省の権限」早稲田法学会誌17巻55頁（1967年）、中島史雄「イギリス会社法における商務省の調査・検査権」茨城大学政経学会雑誌27号27頁（1970年）、今井宏「英国会社法における常任検査役制度（一）（二完）」民商法雑誌27巻3号185頁（1952年）27巻6号371頁（1952年）参照。

II イギリス会社法における検査役制度の概観

1 序

イギリスにおいては、会社の業務を調査する権限を与えられているのは、ビジネス・イノベーション・技能省（Department for Business, Innovation and Skills）の国務大臣である（以下、同省をBISという。）⁷。調査権限が監督官庁に与えられているのはイギリス会社法規制の長年の特徴である⁸。調査権限は、Joint Stock Companies Act 1856⁹において採用されたものである（48条以下）¹⁰。

イギリスにおける省庁再編により、会社の調査権限が従来与えられていた通商産業省（Department for Trade and Industry）がなくなり、現在では、上述のBISに権限が与えられている。BISの国務大臣に与えられている調査権限は、Companies Investigation Branch（以下、CIBという。）に委譲されており、CIBは、2006年よりBISの執行機関であるInsolvency Service内に設置されている¹¹。

Companies Act 2006¹²（以下、2006年会社法という。）の成立前において、検査役制度は、The Company Law Steering Groupの会社法改正に向

⁷ Geoffrey Morse et al edited, *Palmer's Company Law* (Sweet & Maxwell, 25th edition, 1992) at para 10. 001.

⁸ Paul L. Davies et al, *Gower and Davies' Principles of Modern Company Law* (Sweet & Maxwell, 9th edition, 2013) at 667.

⁹ 1856 19&20 VICT. CAP 47.

¹⁰ John Birds edited, *Annotated Companies Legislation* (Oxford University Press, 3rd edition, 2013) at 1011.

¹¹ Geoffrey Morse et al edited, *supra* note 7, at para 10. 006. Insolvency Serviceは、苦情のうち90%のものについて、苦情の考慮を2ヶ月以内に終えるという基準、調査のうち90%のものについて、調査を6ヶ月以内に終えるという基準を採用している。The Insolvency Service, *Company Investigations What we do* (2011) (hereinafter, referred to as *Company Investigations*) におけるStandards of service you can expectという箇所にある表による。The Insolvency Service, *Company Investigations*は、頁番号が付されていない。

¹² 2006 c 46.

けた調査の対象に含まれておらず¹³、2006年会社法においては、若干の改正のための規定が設けられてはいるが¹⁴ (1035条以下参照)、検査役制度全体は規定されていない¹⁴。現在、検査役制度の規定は、Companies Act 1985¹⁵ (以下、1985年会社法という。) の第14編 (Part 14) に置かれている (431条以下参照)¹⁶。しかし、検査役制度については、Companies Act 1989¹⁷, Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004¹⁸および2006年会社法において改正が加えられており、権限の強化等が図られている¹⁹。

当時の通商産業省によれば²⁰、2006年3月末時点において、登記された会社は、2,130,200社である (公開会社²¹は11,500社、私会社²²は2,118,700社である。)²³。2005年から2006年において、①検査役等²⁴の調査の請求が

¹³ Paul L. Davies et al, supra note 8, at 668,

¹⁴ See, John Birds, supra note 10, at 1008.

¹⁵ 1985 c 6.

¹⁶ John Birds, supra note 10, at 1008, Geoffrey Morse et al edited, supra note 7, at para 10.0001.

¹⁷ 1989 c 40.

¹⁸ 2004 c 27.

¹⁹ Paul L. Davies et al, supra note 8, at 667, John Birds, supra note 10, at 1011.

²⁰ 数値は、DTI, Companies in 2005-2006, Report for the year ended 31 March 2006 (October, 2006) (hereinafter, referred to as Companies in 2005-2006) による。数値は、イングランド、ウェールズおよびスコットランドの数値であり、アイルランドのものとは含まれていない。

²¹ 公開会社とは、株式資本を有し、株式による有限責任とされ、または保証による有限責任とされ、定款において公開会社であることの定めを置く会社である (2006年会社法4条参照)。公開会社および私会社の詳細につき、2006年会社法4条、755条以下参照。保証有限責任会社は、株式資本を伴って設立することまたはなることはできない (詳細につき、2006年会社法5条1項参照)。

²² 私会社とは、公開会社ではない会社である (2006年会社法4条1項参照)。株式有限責任の私会社および保証有限責任の私会社は、当該会社の有価証券を公衆に提供してはならず、当該会社の有価証券が公衆に提供されることを目的として当該会社の有価証券につき割当てをしてはならず、または割当ての合意をしてはならない (2006年会社法755条1項参照)。私会社の詳細につき、2006年会社法755条以下参照。

²³ DTI, Companies in 2005-2006, supra note 20, at 13, 14.

²⁴ 調査者も含まれる。See, DTI, Companies in 2005-2006, supra note 20, at 8. 調査者による調査につき、1985年会社法447条3項、本稿「II イギリス会社法における検

イギリス会社法における検査役制度に関する考察—結合企業法制度における従属会社の運営局面との関連で—

あった会社は、3702社であり、②検査役等の調査をすべきかどうかまたは他の機関に報告をすべきかどうかの考慮がなされなかった会社は、2203社であり、③検査役等の調査をすべきかどうかまたは他の機関に報告をすべきかどうかの考慮がなされた事案は、593である。さらに、④検査役等の調査が開始された事案は、148であり、⑤検査役等の調査が拒否された事案は、467である²⁵。(ア)2001年から2002年、(イ)2002年から2003年、(ウ)2003年から2004年、(エ)2004年から2005年、(オ)2005年から2006年のそれぞれの期間において、上記①の調査の請求があった会社の数および上記③の調査が開始された事案の数は、(ア)①4433社、③160、(イ)①5256社、③419、(ウ)①4732社、③200、(エ)①4272社、③171、(オ)3702社、③148である²⁶。通商産業省によれば、上記(ア)から(オ)のそれぞれの期間における(1)終了した調査の数、(2)3月末時点において継続している調査の数を見ると、これらの数は、(ア)(1)158(2)65、(イ)(1)359(2)102、(ウ)(1)197(2)70、(エ)(1)177(2)49、(オ)(1)162(2)34である²⁷。

また、上記の期間における調査請求の出所については、(1)公衆および(2)全体を見ると、(ア)(1)377 (50%) (2)743、(イ)(1)350 (33%) (2)1068、(ウ)(1)464 (58%) (2)804、(エ)409 (58%) (2)710、(オ)(1)430 (74%) (2)580である²⁸。

査役制度の概観、2 1985年会社法における検査役制度、(6)書類および情報の調査]参照。

²⁵ DTI, Companies in 2005-2006, supra note 20, at 8. このほか、2001年から2002年については、①は4433社、②は2471社、③は743、④は160、⑤は575である。2002年から2003年については、①は5256社、②は2737社、③は1064、④は419、⑤は659である。2003年から2004年については、①は4732社、②は2644社、③は858、④は200、⑤は618であり、2004年から2005年については、①は4272社、②は2647社、③は710、④は171、⑤は574である。

²⁶ DTI, Companies in 2005-2006, supra note 20, at 8.

²⁷ DTI, Companies in 2005-2006, supra note 20, at 8.

²⁸ DTI, Companies in 2005-2006, supra note 20, at 9. 上記の期間の調査請求の出所は、(1)公衆(2)通商産業省の部局(3)DPP (Director of Public Prosecutions) または警察(4)他の行政機関(5)金融監督機関または自主規制機関(6)その他の出所と海外の政府である。これらに、(7)合計を加えて、上記の期間について見ると、次のとおりである。(ア)(1)377(2)142(3)19(4)37(5)14(6)154(7)743、(イ)(1)350(2)431(3)23(4)11(5)7(6)246(7)1068、(ウ)(1)

検査役等の調査結果に基づいてとられる措置として、会社の解散の命令または取締役の資格剥奪の命令のための裁判所への申立てがある。上記(エ)2004年から2005年と(オ)2005年から2006年のそれぞれの期間において、(1)解散命令を得た件数、(2)資格剥奪の命令を得た件数は、(エ)(1)121(2)26、(オ)(1)107(2)28である²⁹。

以上のように、それぞれの期間において、一定数の調査の請求がなされており、調査が開始された事案もあり、調査が終了したもの、また調査が後の期間において継続して行われるものもあると言える。会社数に比べて、調査が行われている数は限られているようにも見受けられるが、一定程度の調査がなされている。また、調査請求の主要な出所として、公衆は機能していると言え、調査の結果は会社の解散または資格剥奪につながる可能性があると言える。以上の統計上の数値からすると、検査役制度は、一定程度機能していると言えるであろう。

以下では、1985年会社法が規定する検査役制度の概略について述べることにする。

2 1985年会社法における検査役制度

(1) 検査役の選任と機能

国務大臣は、株式会社については200人以上の株主もしくは10分の1以上の発行済株式を保有する株主の申請³⁰、または会社の申請に基づき、会社の業務を調査し、調査結果を国務大臣に報告するための検査役を選任することができる（1985年会社法431条1項、2項(a)(c)参

464(2)161(3)22(4)5(5)12(6)140(7)804、(エ)(1)409(2)172(3)20(4)13(5)16(6)80(7)710、(オ)(1)430(2)63(3)17(4)4(5)11(6)55(7)580。数値は、DTI, Companies in 2005-2006, supra note 20, at 9による。

²⁹ DTI, Companies in 2005-2006, supra note 20, at 10.

³⁰ 株式資本を有さない会社については、同社登録の社員であるもののうち5分の1以上のものの申請（431条2項(b)参照）。

照)。この申請については、申請者が調査につき正当な理由を有することを証明することを目的として国務大臣が要求することができる証拠を提示することが求められる（431条3項参照）。また、国務大臣は、検査役選任の前に、5000ポンドまたは調査費用支払いのために国務大臣が提示する額を超えない範囲の担保の提供を申請者に要求することができる（431条4項参照）。

調査権限が国務大臣ないし監督官庁に与えられているのは、有限責任の代償であると解されている³¹。431条に基づいて検査役が選任されることは滅多にないと言われている³²。その理由として、上述の申請者への担保提供が要求されうることおよび申請者が申請について正当な理由を有するという証拠が必要であることが挙げられている³³。公開会社については、2人の検査役が通常選任され、1人は公認会計士（chartered accountant）事務所の上級パートナー、残りの1人は上級法廷弁護士（barrister）であるとされている³⁴。また、BISは、当時の通商産業省と同様、調査が進行中には調査についてコメントを通常述べないが、公開会社の報告は、調査が終了すれば、必ず公表されると言われている³⁵。

431条1項によれば、検査役は会社の業務を調査するために選任される。ここで言う会社の業務に関しては、*R v Board of Trade, Ex parte St. Martin Preserving Co., LTD*³⁶によれば、会社の業務には、のれん、利益または損失、契約、会社が保有する株式を含めた資産、子会社または孫会社の業務を支配する能力が含まれ、また、管財人（receiver and manager）

³¹ John Birds, *supra* note 10, at 1011.

³² Geoffrey Morse et al edited, *supra* note 7, at para 10.010, Paul L. Davies et al, *supra* note 8, at 674.

³³ Paul L. Davies et al, *supra* note 8, at 674.

³⁴ Geoffrey Morse et al edited, *supra* note 7, at para 10.010.

³⁵ Geoffrey Morse et al edited, *supra* note 7, at para 10.010.

³⁶ *R v Board of Trade, Ex parte St. Martin Preserving Co., LTD* [1965] 1 QB 603, LexisNexis.

が行う業務も会社の業務とされる³⁷。学説は、会社の業務は柔軟に解されるとし³⁸、会社の業務は、取締役会、財産管理人（administrator）、資産管理人（administrative receiver）または清算人がそれを行っているかどうかを問わず、会社の事業のことであると述べる³⁹。

上述の株主または会社の申請に基づく検査役の選任のほかに、次のような検査役の選任がある。第一に、裁判所が会社の業務は調査されるべきであると宣言する場合には、国務大臣は会社の業務を調査し、調査結果を国務大臣に報告するための検査役を選任することができる（432条1項参照）。第二に、国務大臣は、次の①から④のいずれかを示す状況が存在すると疑う場合に、検査役を選任することができる（432条2項参照）。上記の①から④とは、①会社の業務が、会社の債権者または他の者の債権者を騙す意図で、もしくは詐欺的もしくは不法な目的で、または一部の株主⁴⁰に対して不公正な侵害となる方法で、行われているまたは行われてきていること、②会社の現実のまたは計画された作為または不作為（会社のための作為または不作為を含む。）が、上記のような不公正な侵害であるまたはであろうこと、または、会社が詐欺的または不法の目的で設立されたこと、③会社の設立または会社業務の運営に関連する者が、会社または株主に対し、詐欺、失当行為（misfeasance）または不正行為（misconduct）について有罪とされていること、株主が合理的に期待する会社の業務についての情報全てを受け取っていないことである（432条2項(a)から(d)参照）。

第一の方法により検査役が選任されることはあまりないと言われている

³⁷ R v Board of Trade, Ex parte St. Martin Preserving Co., LTD, LexisNexis. このほか、Geoffrey Morse et al edited, supra note 7, at para 10. 021参照。

³⁸ John Birds, supra note 10, at 1011.

³⁹ Paul L. Davies et al, supra note 8, at 673 footnote 34.

⁴⁰ 株主には、株主ではないが、法により、株式が譲渡または移転された者が含まれる（432条4項）。

る⁴¹。第一の方法および第二の方法による検査役の選任は、431条に基づく国務大臣の権限に服するとされており（432条3項参照）、学説によれば、これらの方法による選任は、431条による調査のための権限または義務に従うものとされる⁴²。第二の方法による選任に関する上述の①と②については、不公正な侵害からの株主保護を規定する2006年会社法994条の文言と一部同様の部分がある。この部分については、学説は、2006年会社法994条の原則に基づき、一応有利な事件（prima facie case）が証明される必要があるであろうと述べる⁴³。また、上記①については、会社の業務が他の者の債権者を騙す意図で行われているという部分があるが、ここで言う他の者の例は、関連会社であるとされている⁴⁴。

第二の選任方法に関しては、検査役の報告が公表されないことを条件として検査役が選任されうるとされている（1985年会社法432条2A項参照）⁴⁵。この規定には、違反が行われているのか等の確認のための調査の迅速化に狙いがあるとされている⁴⁶。この規定により検査役の報告が公表されない場合には、調査が行われているという事実は公表されないとされている⁴⁷。また、この規定は、検査役の報告の公表が後の刑事訴追に不利益を与えるという助言があるにもかかわらず、その公表をすべきであるという圧力から国務大臣を守る点、検査役が公共にさらされることはないということが検査役選任候補者に明確になる点に意義があるとされている⁴⁸。

⁴¹ John Birds, supra note 10, at 1012.

⁴² John Birds, supra note 10, at 1012.

⁴³ Geoffrey Morse et al edited, supra note 7, at para 10.015 footnote 5.

⁴⁴ Geoffrey Morse et al edited, supra note 7, at para 10.015.

⁴⁵ この場合、検査役の報告の開示を規定する437条3項は適用されない（432条2A項参照）。

⁴⁶ Geoffrey Morse et al edited, supra note 7, at para 10.017.

⁴⁷ Geoffrey Morse et al edited, supra note 7, at para 10.017.

⁴⁸ Paul L. Davies et al, supra note 8, at 675.

検査役が431条または432条により選任された場合には、検査役の調査権限は、企業グループにおける他の会社への調査にも及ぶ（433条参照）⁴⁹。すなわち、検査役は、会社の業務の調査のために必要であると判断するときは、他の法人の業務も調査することができ（433条1項参照）、他の法人とは、子会社、親会社、親会社の子会社または子会社の親会社であるものまたは関連する時点においてそうであったものである（433条1項参照）。検査役が他の法人の調査を行った場合には、検査役は、他の法人の調査結果が本来の調査対象である会社の業務の調査と関連があると判断するときは、他の法人の業務について報告をするものとされている（433条1項参照）⁵⁰。学説によれば、この規定は、検査役の調査中に、親会社および子会社のネットワークを用いた企業スキャンダルが見受けられる状況において、会社ごとに検査役の選任をする手間を省略するためにあるとされる⁵¹。

(2) 役員等の書類提供義務

上述の調査に関しては、役員等について書類を提供すべき義務が規定されている（434条参照）。この規定によれば、検査役が431条または432条により選任された場合には、調査対象の会社の全ての役員および代理人、433条1項により調査対象とされるその他の法人の全ての役員および代理人は、当該会社の全ての書類もしくは当該会社に関連する全ての書類⁵²、または当該他の法人の全ての書類を検査役に提供すべき義務、お

⁴⁹ John Birds, *supra* note 10, at 1012.

⁵⁰ See, Paul L. Davies et al, *supra* note 8, at 676.

⁵¹ See, Paul L. Davies et al, *supra* note 8, at 676 footnote 48.

⁵² 434条において、書類には、いかなる形式でも記録された情報が含まれるとされている（434条6項参照）。書類が文書ではない場合には、検査役は、文書の写しの提供を要求する権限を与えられている（434条7項参照）。また、検査役は、提供された書類の写しまたは抜粋の写しを取得することができるかとされている（434条8項参照）。

よび上記の役員および代理人が合理的に行うことができる調査に関連した全ての補助を検査役に供すべき義務等⁵³を課されている（434条1項参照）⁵⁴。上述の役員または代理人には、現在および過去におけるそれらの者が含まれるとされ（434条4項参照）、代理人には、役員かどうかにかかわらず、銀行業者、弁護士および会計監査役が含まれるとされている（434条4項参照）⁵⁵。以上のように、役員等の書類提供義務の規定は、検査役の調査に対して役員等の協力を促すものと言えるであろう。

(3) 検査役の報告

検査役の報告については、検査役は、国務大臣に中間報告をすることができ、国務大臣の指示がある場合には、中間報告をしなければならないとされている（437条1項参照）。調査が終了した場合には、検査役は、国務大臣に最終報告をしなければならないとされている（437条1項参照）。また、検査役は、調査により知ることになった事項について国務大臣にいつでも知らせることができ、国務大臣の指示がある場合には知らせなければならないとされている（437条1A項参照）。これは、調査にお

⁵³ これらの義務のほかに、要求に従って検査役のところに出席すべき義務がある（434条1項(b)参照）。

⁵⁴ 会社または他の法人の役員もしくは代理人またはその他の者が、検査役が調査に関係すると信じる事項に関連する情報を有しているまたは有しているかもしれないと検査役が考慮する場合には、検査役は、上記の役員、代理人またはその他の者に対し、それらの者の管理または権限下にある当該事項に関連する書類を検査役に提供すること、検査役のところに出席すること、および、それらの者が合理的に行うことができる調査に関連する全ての補助を検査役に供することを要求することができる（434条2項参照）。このほか、検査役は、調査のために、宣誓の下での取調べをすることができ、宣誓を行わせることができるとされている（434条5項参照）。

⁵⁵ 弁護士および銀行業者については、一定の場合を除き、情報提供を免れることができるとされていることについては、452条参照。See also, Geoffrey Morse et al edited, *supra* note 7, at para 10.028. このほか、一定の要件を満たす情報開示をする者が法的手続において守秘義務違反に問われないことについては、448A条参照。See also, John Birds, *supra* note 10, at 1023.

ける新事実等の情報を国務大臣に逐一提供することを検査役に求めることを可能にするとされている⁵⁶。検査役が裁判所の命令により選任されている場合には、国務大臣は、中間または最終を問わず、報告書の写しを裁判所に提供しなければならないとされている（437条2項参照）。

以上のほか、国務大臣は、適切であると判断する場合には、検査役の報告書の写しを会社の登録事務所に送ることができることとされ（437条3項(a)参照）、また、国務大臣は、請求に基づき、費用の支払いがあれば、報告書の写しを、会社または報告書の対象となっている他の法人の株主、報告書で言及されている行為者、会社または法人の会計監査役、調査の申請者、または、会社または他の法人の債権者であるかどうか等を問わず、報告書で取り扱われた事項により影響を受けるであろう金銭上の利益を有するその他の者に対して提供することができることとされている（437条3項(b)参照）。このほか、国務大臣は、検査役の報告書を公表することができることとされている（437条3項(c)参照）。学説によれば、この報告書を公表することは、国務大臣の方針とされているとされ⁵⁷、一般的に、公表は、調査から生ずるまたは調査と関連してとられる法的手続が終わるまで行われないとされている⁵⁸。

検査役の報告書の写しは、真正の写しであるという国務大臣の証明があれば、報告書に記載されている事項についての検査役の意見の証拠として、取締役の資格剥奪を含め、法的手続において採用されうるとされている（441条1項参照）。*Re Astra Holdings Plc, Secretary of State for Trade and Industry v Anderson*によれば、検査役が書いたメモ、草案および内部資料は、法的手続において証拠として採用されず、開示もされ

⁵⁶ See, John Birds, *supra* note 10, at 1015.

⁵⁷ Geoffrey Morse et al edited, *supra* note 7, at para 10. 043.

⁵⁸ Geoffrey Morse et al edited, *supra* note 7, at para 10. 043.

イギリス会社法における検査役制度に関する考察—結合企業法制度における従属会社の運営局面との関連で—

ないとされる⁵⁹。学説によれば、一般的に、検査役の報告書は、国務大臣が提訴した会社解散手続等の限られた場合を除き、事実の証拠として採用されないと言われている⁶⁰。

(4) 会社所有についての状況の調査

上述の検査役の調査は、会社の業務を対象とするものである。これとは別に、会社の所有の状況を調査する権限が検査役の調査権限として規定されている。すなわち、国務大臣は、正当な理由があると判断する場合には、会社の株主について調査し、報告するために、また、会社の成功または失敗について金銭上利益を有する者、または会社の方針を支配することができる者もしくは会社の方針に影響を著しく及ぼす者を決定することを目的として、検査役を選任することができる⁶¹とされている(442条1項参照)⁶¹。学説によれば、この種の検査役の選任については、1991年から3件あるのみであると言われている⁶²。

⁵⁹ Re Astra Holdings Plc, Secretary of State for Trade and Industry v Anderson [1998] 2 BCLC 44, LexisNexis. Geoffrey Morse et al edited, supra note 7, at para 10. 044. この事件によれば、検査役から国務大臣への手紙は、取締役の資格剥奪の法的手続において開示されうるとされる。

⁶⁰ Geoffrey Morse et al edited, supra note 7, at para 10. 044.

⁶¹ 442条の調査のために、433条1項、434条、436条および437条は、会社の業務またはその他の法人の業務について必要な修正を加えて適用されるとされ(443条1項参照)、上記の条文は、次の者に適用されるとされる(433条2項参照)。その者とは、(a)会社またはその会社による株式所有について調査がされているその他の法人の成功または失敗(一見して成功または失敗に見えるものを含む。)について金銭上利益を有する、有してきている、または金銭上利益を有するまたは有してきている者であると信じることにについて検査役が合理的な理由を有する場合のその者、または、会社の方針を支配することができる、もしくは会社の方針に影響を著しく及ぼすことができる者、(b)調査に関連する情報を有する者であると信じることにについて検査役が合理的な理由を有する場合のその者である(443条2項(a)(b)参照)。上記の条文は、これらの者に対して、会社または他の法人の役員および代理人に関連して適用されるように、適用される(443条2項参照)。

⁶² John Birds, supra note 10, at 1017. このほか、1992年から検査役の選任はなされていないとも言われている。Paul L. Davies et al, supra note 8, at 680 footnote 73.

会社の成功または失敗について金銭上利益を有する者という部分に関しては、会社の成功または失敗には、現実の成功または失敗のほかに、一見成功または失敗に見えるような場合も含まれ（442条1項参照）、金銭上利益を有する者のほかに、金銭上利益を有してきている者が含まれる（442条1項参照）⁶³。200人以上の株主または発行済株式の10分の1以上を有する株主が調査の申請をした場合には、国務大臣は検査役を選任しなければならないとされている（442条3項参照）⁶⁴。株主の要件は、431条2項(b)に規定されているが（442条3項参照）、431条に基づく検査役の選任とは異なり、ここでの検査役の選任は、申請者が上記の要件を満たす限り、必ずしなければならないとされている（442条3項参照）⁶⁵。しかし、国務大臣は、申請が濫用であると判断する場合には、検査役を選任してはならないとされ（442条3A項参照）、また、検査役が選任される場合でも、国務大臣は、調査することは不合理であると判断する事項を調査対象から除外することができるかとされている（442条3A項参照）。

このほか、検査役選任の申請がある場合でも、国務大臣は、検査役の選任なしの調査権限を規定する444条に基づく調査で足りると判断するときは、検査役を選任せずに、444条に基づいて調査することができるかとされている（442条3C項参照）⁶⁶。

検査役が選任された場合には、検査役は、調査に関連する限り、法的には拘束しないが、実行されている取り決めまたは申し合わせの存在を示す状況について調査する権限を有する（442条4項参照）。これは、疑いのある協力者にも調査が及ぶようにするためのものであると解されている⁶⁷。上述の取り決めまたは申し合わせには、実行されていたことが

⁶³ Geoffrey Morse et al edited, supra note 7, at para 10. 053.

⁶⁴ John Birds, supra note 10, at 1017.

⁶⁵ See, Paul L. Davies et al, supra note 8, at 680 footnote 72.

⁶⁶ Geoffrey Morse et al edited, supra note 7, at para 10. 055.

⁶⁷ John Birds, supra note 10, at 1917.

認められたもの等も含まれる（442条4項参照）⁶⁸。

検査役の報告書については、国務大臣は、報告書の一部を公表すべきではないことについて正当な理由があると判断する場合には、その部分を削除して報告書を開示することができることとされ（443条3項参照）、会社登記所（registrar of companies）に、その部分を削除した報告書の写しを保管させることができるとされている（443条3項参照）。

上述の検査役の選任なしの調査について見ると、国務大臣は、株式または社債の所有状況の調査をすべき正当な理由があり、かつ検査役の選任は不要であると判断する場合には、一定の者に対し、一定の情報の提供を要求することができることとされている。すなわち、国務大臣は、それら株式または社債についての現在および過去の利益、利益を有する者の名前と住所、その者のために行動する者または行動してきている者の名前と住所に関する情報について、国務大臣がその情報を有するまたは取得することができるかと合理的に信じる者に対し、国務大臣への提供を要求することができることとされている（444条1項参照）⁶⁹。

情報を提供しない者、情報の提供をしたが、重要な部分において誤りであることを認識して見解を述べる、または重要部分において誤りであ

⁶⁸ なお、442条による検査役の選任に関しては、検査役の選任に先立ち、国務大臣は、調査費用の支払いのために、5000ポンドまたは国務大臣が定める額までの範囲で、申請者に担保を提供することを要求することができることとされている（442条3B項参照）。学説によれば、この担保提供の要求の可能性は、検査役選任の申請の妨げの要因の一つになっているとされている。Paul L. Davies et al, supra note 8, at 680 footnote75, 674.

⁶⁹ この規定に関しては、次の場合には、ある者は、株式または社債に利益を有するとみなされる（444条2項参照）。すなわち、その場合は、その者が株式もしくは社債またはそれらの利益の取得もしくは処分権利、または株式もしくは社債による投票をする権利を有する場合、株式もしくは社債の利益を有する他の者の権利の行使について当該ある者の合意が必要である場合、または、株式もしくは社債の利益を有する他の者が当該ある者の指図に従って行使することを要求されるもしくは常とする場合である（444条2項参照）。

の見解を無謀に述べる者には制裁が科される（444条3項参照）⁷⁰。

442条と444条による調査に関しては、国務大臣は、株式についての事実を明らかにすることが難しいと判断する場合には、命令により、株式について、譲渡、議決権行使またはその株式の権利による新株の発行等を制限することができるかとされている（445条1項、454条1項参照）⁷¹。社債についても、国務大臣は制限を加えることができるとされている（445条2項参照）⁷²。

442条および444条による調査に関しては、学説は、公開会社は、2006年会社法793条により、誰が株式を所有しているかを自ら調査することができることから、1985年会社法442条による調査は最近では広く利用されるものではないとし⁷³、1985年会社法444条の調査についても会社自ら調査できると述べ⁷⁴、また、別の学説によれば、株主名は会社の株式登録に記されなければならないこと、大規模な受益的な利益を有する株主は自らの地位を開示することが要求されること、または会社は受益的な利益を有する者に対し、受益的な株式保有の程度を明らかにすることを要求することができることから、442条または444条による国務大臣の調査権限は、それら個別の開示を基本的には補足するものであるとされる⁷⁵。

⁷⁰ この規定に違反した者は、有罪判決に基づき、2年以下の懲役もしくは罰金（またはその両方）の制裁（444条4項(a)参照）、または、即決判決に基づき、イングランドとウェールズでは、12ヶ月以下の懲役もしくは規定上の上限以下の罰金（またはその両方）、および、継続した違反につき規定上の上限の50分の1以下の日ごとの罰金の制裁を加えられる（444条4項(b)(i)参照）。スコットランドと北アイルランドについては、12ヶ月以下の懲役が6ヶ月以下の懲役とされ、他の部分は同じである（444条4項(b)(ii)参照）。

⁷¹ See, Geoffrey Morse et al edited, *supra* note 7, at para 10.061.

⁷² See, Paul L. Davies et al, *supra* note 8, at 680.

⁷³ John Birds, *supra* note 10, at 1017.

⁷⁴ John Birds, *supra* note 10, at 1018.

⁷⁵ Paul L. Davies et al, *supra* note 8, at 679.

(5) 検査役への指示を与える国務大臣の権限

検査役の調査が長期に及ぶことを受け、長期化する調査に対応するために、国務大臣が検査役に調査について指示する権限が2006年会社法において導入された⁷⁶。また、検査役の間では調査がどのように行われるべきかについての指示の必要性が感じられていたとされており、国務大臣が検査役に指示を与える権限の規定は、検査役の要請に応えるものであるとされている⁷⁷。

国務大臣は、検査役⁷⁸に対し、会社運営の特定分野、特定の取引、一定の期間等に言及するかどうかにかかわらず、調査の内容についての指示、または、調査において特定の措置をとることまたはとらないことを検査役に要求する指示を与えることができるとされ（446A条2項参照）、また、検査役⁷⁹に対し、特定の報告書が、特定の事項について検査役の意見を含むこと、特定の事項についての言及を含まないこと、特定の形式もしくは方法で作成されること、または、特定日までに作成されることを要求する指示を与えることができるとされている（446A条3項参照）。指示は、検査役の選任の際に与えることができ、先に与えた指示の変更または取消しをすることができ、検査役の要請により与えることができる（446A条4項参照）。検査役は、国務大臣により与えられた指示に従わなければならないとされている（446A条1項参照）⁸⁰。446A条により指示が与えられる検査役の調査については、検査役による

⁷⁶ John Birds, *supra* note 10, at 1019.

⁷⁷ See, John Birds, *supra* note 10, at 1019.

⁷⁸ ここで言う検査役は、1985年会社法431条、432条2項または442条1項により選任されたものことである（446A条2項参照）。

⁷⁹ ここで言う検査役は、第14編における規定で選任されたものことである（446A条3項参照）。

⁸⁰ このほか、国務大臣は、一定の場合には、これ以上の調査をしないう調査の中止の指示を検査役とすることができる（446B条参照）。See, John Birds, *supra* note 10, at 1019-1020, Paul L. Davies et al, *supra* note 8, at 677.

親会社または子会社の業務についての調査が含まれる（446A条5項参照）。

以上は、国務大臣が検査役に指示を与える権限である。この権限の規定は、調査の集中と効率を高めることを狙うものであると言われている⁸¹。

(6) 書類および情報の調査

会社の帳簿および書類に関する国務大臣の調査権限は、Jenkins Committee（以下、ジェンキンス委員会という。）の勧告を受けて、Companies Act 1967⁸²（以下、1967年会社法という。）において採用された（1967年会社法109条参照）⁸³。ジェンキンス委員会の報告書⁸⁴は、当時の監督官庁であった商務省による検査役の選任について批判する⁸⁵。すなわち、第一は、商務省が取締役からコメントを得るために、申請者が作成を要する事実の主張（Statement of Facts）を取締役に送るという実務の点である⁸⁶。この実務により、取締役は、前もって苦情の性質を知ることができ、取締役は、検査役選任前に、証拠を隠滅するまたは偽造することができた⁸⁷。また、この実務は、取締役が回答を提示することが長期に及ぶことの原因ともなった⁸⁸。第二は、申請者が疑いを支持するための事実をあまり有していない場合には、商務省は検査役を選任せず、他方申請者が一応有利な証拠を提示すれば、取締役に対する訴訟を提起することが可能であり、したがって検査役は選任されないということである⁸⁹。

⁸¹ John Birds, *supra* note 10, at 1019.

⁸² 1967, CH. 81.

⁸³ Paul L. Davies et al, *supra* note 8, at 668.

⁸⁴ Report of the Company Law Committee (Cmnd. 1749. 1962).

⁸⁵ Report of the Company Law Committee, *supra* note 84, at para 214.

⁸⁶ Report of the Company Law Committee, *supra* note 84, at para 214.

⁸⁷ Report of the Company Law Committee, *supra* note 84, at para 214.

⁸⁸ Report of the Company Law Committee, *supra* note 84, at para 214.

⁸⁹ Report of the Company Law Committee, *supra* note 84, at para 214.

このほか、ジェンキンス委員会は、報告書で、次のようなことを述べる⁹⁰。公衆に知らせることを伴う検査役の選任は、会社または株主に対して不利益を及ぼすおそれがある⁹¹。商務省は、私会社については、通常、公衆に知らせずに検査役を選任する実務をとっている⁹²。しかし、公開会社については、検査役の検査は、うわさを生じさせずに行うことはできない⁹³。いずれにしても、公開会社の株主または潜在的な株主は、検査役が選任されたことを知る権利を有する⁹⁴。委員会の結論は、検査役の選任が会社に何らかの損害をもたらすことを防ぐことはできないということである⁹⁵。しかし、商務省が、検査役を選任するかどうかを決定することを目的として、疑いのある会社から書類および情報を取得する権限を有するとすれば、商務省は、検査役の選任を正当化できるかどうかをより簡単に決定することができる⁹⁶。さらに、そのような権限が商務省に与えられていれば、商務省は、申請者の事実関係について、取締役には知らせることなくかつ取締役からの回答を待つために伴う遅延がなく、審査することができる⁹⁷。ジェンキンス委員会の報告書は、以上のような内容のことを述べる⁹⁸。そのうえで、ジェンキンス委員会は、商務省は、検査役選任の申請がなされた会社の取締役および役員から書類および情報を取得する権限を明白に与えられるべきであると勧告する⁹⁹。

⁹⁰ Report of the Company Law Committee, supra note 84, at para 215.

⁹¹ Report of the Company Law Committee, supra note 84, at para 215.

⁹² Report of the Company Law Committee, supra note 84, at para 215.

⁹³ Report of the Company Law Committee, supra note 84, at para 215.

⁹⁴ Report of the Company Law Committee, supra note 84, at para 215.

⁹⁵ Report of the Company Law Committee, supra note 84, at para 215.

⁹⁶ Report of the Company Law Committee, supra note 84, at para 215.

⁹⁷ Report of the Company Law Committee, supra note 84, at para 215.

⁹⁸ Report of the Company Law Committee, supra note 84, at para 215.

⁹⁹ Report of the Company Law Committee, supra note 84, at para 218. このほか、ジェンキンス委員会は、商務省は、次の①から③を示す情報があると判断する場合にも、取締役および役員から書類および情報を取得するための権限を明確に与えられるべきであると勧告する。Report of the Company Law Committee, supra note 84, at para

以上の勧告を受けて、書類および情報の調査に関する権限の規定が1967年会社法において採用された。現在では、1985年会社法447条において、書類および情報を要求する権限と題して規定が設けられている¹⁰⁰。

この規定によれば、国務大臣は、指示により指定することができる書類¹⁰¹および情報を提供することを会社に要求することができるとしている(447条2項参照)。また、国務大臣は、調査者(investigator)に対し、当該調査者が指定することができる書類および情報を提供することを会社またはその他の者に要求することについて権限を与えることができるとされている(447条3項参照)。国務大臣または調査者は、書類および情報の提供について時間および場所を指定ことができ、書類および情報の提供の要求を受けた者は、その指定に従わなければならないとされている(447条5項参照)。

上記の調査は、検査役ではなく、調査者としてのCIB職員により行われうるとされており¹⁰²、447条による大多数の取調べは、CIB職員により

218. ①から③とは、①会社の事業が、当該会社の債権者または他の者の債権者を騙す意図で、詐欺的もしくは不法な目的で、もしくは株主の一部に対して抑圧的な方法で、行われていること、または、当該会社が詐欺的または不法な目的で設立されたこと、②当該会社の設立または当該会社の業務の経営に関連する者が当該会社または当該会社の株主に対して、詐欺、失当行為または不正行為について責任を課されていること、③当該会社の株主が合理的に期待する当該会社の業務に関する情報全てを与えられていないことである。①から③については、Companies Act 1948、165条(b)参照。

¹⁰⁰ See, Paul L. Davies et al, supra note 8, at 688. 447条は、Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004により改正を受けている。John Birds, supra note 10, at 1022.

¹⁰¹ 447条において、上述の書類には、いかなる形式でも記録された情報が含まれるとされている(447条8項参照)。文書ではない書類の場合には、国務大臣または調査者は、当該書類につき文書での提供または文書が容易に取得できる形式での提供を要求することができる(447条9項参照)。以上のほか、国務大臣または調査者は、書類の写しまたは抜粋の写しを取得することができる(447条7項参照)。

¹⁰² John Birds, supra note 10, at 1022.

実施されているとされている¹⁰³。

447条の調査報告書は、公刊されないとされ¹⁰⁴、447条に基づいて得た情報は、どのような形式のものであっても、原則として開示されないとされている（449条1項(a)、2項参照）¹⁰⁵。また、学説によれば、447条の取調べの開始を公表しないという方針が長期にわたり確立しているとされている¹⁰⁶。このほか、典型的な正式の調査は数年かかる場所、447条の取調べは平均3ヶ月程度で終わると言われている¹⁰⁷。447条による調査は、他の規定による調査よりも利用されているとされる¹⁰⁸。

以上のほか、447条の調査に関しては、ある者が国務大臣または調査者が447条に基づいて課した要求に従わない場合には、国務大臣または調査者は、その事実を書面で裁判所に証明することができる¹⁰⁹とされている（453C条1項、2項参照）。その後、その者に対してまたはその者のためになすことができる証人の発言、および弁護のための意見を聴いた後に、裁判所は、その者が合理的な理由なく当該要求に従わなかったと判断す

¹⁰³ Geoffrey Morse et al edited, supra note 7, at para 10.067. このほか、447条によるいくつかの調査は、国務大臣に代わって取調べを行う権限を与えられた会計事務所によって行われているとされている。Geoffrey Morse et al edited, supra note 7, at para 10.067.

¹⁰⁴ John Birds, supra note 10, at 1022.

¹⁰⁵ See, Paul L. Davies et al, supra note 8, at 682. 開示は、国務大臣、財務省、公訴長官等の公的機関等になされる（449条2項、1985年会社法Schedule 15C, 15D参照）。このほか、*Re Rex Williams Leisure plc*によれば、国務大臣は、取締役の資格剥奪の命令を得るための法的手続を提起するかどうかを決めるために、447条に基づいて得た情報または書類を用いることができるとされ、431条の検査役の報告書が会社解散または取締役の資格剥奪に関する法的手続において証拠として用いられうるように、447条に基づいて得た情報または書類も証拠として用いられうるとされる。Re Rex Williams Leisure plc [1994] Ch 1, [1993] 2 All ER 741, [1993] 3 WLR 685, [1993] BCLC 568, [1993] BCC 79, LexisNexis.

¹⁰⁶ Geoffrey Morse et al edited, supra note 7, at para 10.067.

¹⁰⁷ John Birds, supra note 10, at 1022.

¹⁰⁸ John Birds, supra note 10 at 1022, Geoffrey Morse et al edited, supra note 7, at para 10.067, Paul L. Davies et al, supra note 8, at 668. DTI, Companies in 2005-2006, supra note 20, at 8によれば、2004年4月1日から2005年3月31日までにおける全ての調査は、447条により行われたとされている。

場合には、その者は裁判所の侮辱の罪につき有罪として取り扱われるとされている(453C条3項参照)。また、会社の役員が当該会社の財産または業務に影響するまたは関連する書類を破棄し、骨抜きにしたりは偽造する場合、またはその書類に誤りの記入をする場合には、その者が会社の業務の状態を隠すまたは法を無にする意図がなかったことを証明しない限り、制裁を科されるとされている(450条参照)¹⁰⁹。このほか、重要な部分において誤りであると認識している情報を提供する者等¹¹⁰は制裁を科されるとされている(451条1項(a)、2項参照)¹¹¹。以上は、447条の調査権限を強化するものである¹¹²。

(7) 調査結果を受けた措置

検査役等により行われた調査に基づいてとられうる措置について、国務大臣は権限を与えられている¹¹³。第一に、調査により犯罪が認められる場合には、国務大臣は、犯罪の容疑者に対し刑事上の訴訟を提起することができ、またはその問題を警察またはSerious Fraud Officeに委ねることができる¹¹⁴。第二に、Company Directors Disqualification

¹⁰⁹ 制裁は、有罪判決に基づく、7年以下の懲役または規定上の上限以下の罰金(またはその両方)、即決判決に基づく、12ヶ月(イングランドおよびウェールズ)以下または6ヶ月(スコットランドおよび北アイルランド)以下の懲役または規定上の上限以下の罰金(またはその両方)である(450条3項参照)。役員は、詐欺的に、上述の書類を捨てるまたは改ざんする、上記書類に漏れを作る場合にも、有罪とされ、制裁を加えられる(450条2項、3項参照)。関連当事者の役員も同様である(450条2項、3項参照)。

¹¹⁰ このほか、重要な部分において誤りである情報を無謀に提供する者も同様である(451条1項(b)参照)。

¹¹¹ 制裁は、有罪判決に基づく、2年以下の懲役または規定上の上限以下の罰金(またはその両方)、即決判決に基づく、12ヶ月(イングランドおよびウェールズ)以下または6ヶ月(スコットランドおよび北アイルランド)以下の懲役または規定上の上限以下の罰金(またはその両方)である(451条2項参照)。

¹¹² See, John Birds, *supra* note 10, at 1030, Paul L. Davies et al, *supra* note 8, at 670.

¹¹³ Paul L. Davies et al, *supra* note 8, at 681, Geoffrey Morse et al edited, *supra* note 7, at para 10.045 et seq.

¹¹⁴ Paul L. Davies et al, *supra* note 8, at 681, Geoffrey Morse et al edited, *supra* note 7,

Act 1986¹¹⁵における8条により、国務大臣は、取締役または影の取締役に資格剥奪の命令を得るための訴えを提起することができる¹¹⁶。第三に、Insolvency Act 1986¹¹⁷における124A条により、国務大臣は、会社の解散のための申請を裁判所にすることができる¹¹⁸。第四に、会社の業務が株主全体の利益または株主の一部の利益にとって不公正な侵害となる方法で行われているもしくは行われてきている、または現実のまたは計画された会社の作為または不作為が株主全体の利益または株主の一部の利益になると国務大臣が判断する場合には、国務大臣は、適切な救済を得るための命令について裁判所に申請することができる¹¹⁹とされている（2006年会社法995条参照）¹¹⁹。上述の第四については、2006年会社法995条の前身の規定は1985年会社法460条であるが、学説によれば、995条は460条から実質的な変更をされておらず、460条は一度も用いられたことがないとされ、国務大臣が995条を用いるかどうかについて懐疑的な見解が示されている¹²⁰。

民事上の法的手続の申立てに関する権限については、2006年会社法成立前においては、1985年会社法第14編の規定に基づいて作成された報告または取得した情報によって国務大臣が民事上の法的手続を法人により

at para 10.047.

¹¹⁵ 1986 c 46.

¹¹⁶ Paul L. Davies et al, supra note 8, at 681, Geoffrey Morse et al edited, supra note 7, at para 10.46.

¹¹⁷ 1986 c 45.

¹¹⁸ Paul L. Davies et al, supra note 8, at 681, Geoffrey Morse et al edited, supra note 7, at 10.048.

¹¹⁹ Paul L. Davies et al, supra note 8, at 681, Geoffrey Morse et al edited, supra note 7, at para 10.051. 第四の権限については、1985年会社法437条または447条による調査等に限られている（2006年会社法995条1項参照）。Geoffrey Morse et al edited, supra note 7, at para 10.051.

¹²⁰ John Birds, supra note 10, at 979. 学説は、第四の権限が用いられないことについて、会社のための救済は株主に委ねるべきであるという考えが理由であろうと述べる。Paul L. Davies et al, supra note 8, at 682 footnote 86.

申し立てることが公共の利益になると判断する場合には、国務大臣は、当該法人の名でかつ当該法人のために法的手続を申し立てることができる¹²⁰とされていた（2006年会社法改正前の1985年会社法438条1項参照）。The Company Law Review Steering Groupは、この規定が用いられておらず、また公共の利益と会社の利益が一致することは考えにくいことを理由に挙げ、上述の規定の削除を勧告していた¹²¹。これを受け、2006年会社法は、この規定を削除した¹²²。学説によれば、この削除は、会社のためになる救済は株主のための事項とすべきであることを根拠にするとされている¹²³。

3 小括

イギリス会社法において、検査役の選任および調査に関しては、第一に、431条による国務大臣の検査役選任に基づく調査、第二に、432条1項所定の裁判所の命令による国務大臣の検査役選任に基づく調査、第三に、432条2項による国務大臣の検査役選任に基づく調査がある。このような検査役の調査は、会社の有限責任の代償として認められていると解されている¹²⁴。第一の調査については、一定の要件を満たす株主の申請または会社の申請が必要である。第三の調査については、432条2項所定の四つの事項を示す状況があることが求められる。第一から第三の調査については、検査役の調査の対象が親会社および子会社等にまで及びうる。検査役は、調査終了後、最終報告書を国務大臣に提出しなければならず、中間報告の提出は任意とされているが、国務大臣の指示がある場

¹²¹ The Company Law Review Steering Group, Modern Company Law For a Competitive Economy-Final Report, Volume 1 (DTI/Pub 5552/5k/7/01/NP. URN 01/942, 2001) (hereinafter, referred to as Final Report, Volume 1), at para 15.26-para 15.27.

¹²² Paul L. Davies et al, *supra* note 8, at 681, John Birds, *supra* note 10, at 1015.

¹²³ Paul L. Davies et al, *supra* note 8, at 681-682.

¹²⁴ John Birds, *supra* note 10, at 1011.

合には、検査役は中間報告を国務大臣に提出しなければならない。また、検査役は、調査により知った事項についての情報を国務大臣に逐一提供することができ、国務大臣の指示がある場合には、それをしなければならない。国務大臣に提出された報告書に関して、432条1項における裁判所の命令に基づき選任された検査役の調査については、裁判所に報告書の写しが提出されなければならない。このほか、国務大臣に提出された検査役の報告書については、国務大臣が適切と判断する場合には、会社の登録事務所に報告書の写しが送付され、会社の株主もしくは会計監査役、報告書の対象とされている他の法人の株主もしくは会計監査役、当該会社もしくは他の法人の債権者等の金銭上利益を有するとされる者、または、調査の申請者等の申請に基づき、報告書の写しがそれらの者に提供される。

以上の調査のほかに、第四に、442条に基づく会社の所有の状況に関する調査、第五に、447条に基づく会社の書類および情報についての調査がある。

上述の第一、第三および第四の調査に関しては、国務大臣は、検査役に対し、会社の運営の特定の分野、特定の取引、一定の期間またはその他の事項等、検査役の調査の内容について、また、検査役が調査において特定の措置をとるべきであるまたはとるべきではないことについて、検査役に指示することができ、これにより、検査役の調査の範囲は限定される。

第五の書類および情報の調査に関しては、国務大臣または国務大臣から権限を委譲された調査者が調査を行う。第五の調査は、検査役によるものではないと言える。

調査結果に基づく措置についても、取締役の資格剥奪の命令、会社の解散について裁判所への申請等は国務大臣の権限とされている。

イギリス会社法においては、検査役制度は、1856年会社法において導

入され、その後、上述の第五の会社の書類および情報の調査が1967年会社法において採用された。第五の調査は、検査役制度から派生したものであり、検査役制度の一部と言えるであろう。

第一から第四の調査については、検査役の選任、検査役の報告書の提出、検査役への調査範囲の指示等、また、第五の調査については、国務大臣による調査または国務大臣から権限を委譲された調査者による調査のように、国務大臣の関与が求められる。このように、イギリス会社法の検査役制度においては、行政の関与が求められており、公共の利益が考慮要素に含まれると言える¹²⁵。しかし、イギリス会社法の検査役制度において、株主または会社による検査役選任の申請、会社の業務が株主にとって不公正な侵害となる方法で行われていること、株主が合理的に期待する会社業務の情報全てを取得していないこと、会社の業務が債権者を騙す意図で行われていること等検査役選任のために求められる実質的要件、検査役の報告書の株主および債権者への開示、および検査役の調査結果に基づく措置について、国務大臣の権限には、不公正な侵害を受けている株主の救済のための裁判所の命令のための申請権限があること等が考慮要素に含まれている。さらに、検査役の報告書の開示を受けた株主および債権者は、自衛の手段をとることができる。以上からすると、イギリス会社法の検査役制度は、株主および債権者の利益を考慮していると言える。

¹²⁵ Paul L. Davies et al, supra note 8, at 675, 681, The Insolvency Service, Company Investigations, supra note 11, What we do の箇所および Possible outcomes after an investigation の箇所, The Company Law Review Steering Group, Final Report, Volume 1, supra note 121, at para 15. 26 参照。

Ⅲ 日本法への示唆

以上では、イギリス会社法における検査役制度の概略を見てきた。本稿では、日本の結合企業法制度における従属会社の少数株主および債権者の保護の点に関して、立法論についての主な学説を概観したうえで、イギリス会社法における検査役制度からの示唆を得ることとする。

日本の会社法においては、検査役の調査には、変態設立事項に関する調査（会社法33条）、株主総会の招集手続きおよび決議の方法に関する調査（会社法306条）および株式会社の業務および財産の状況に関する調査（会社法358条）がある¹²⁶。ここでは、従属会社の運営局面における支配会社への責任規制¹²⁷を支える点について上記三つの調査のうち最も関係がある株式会社の業務および財産の状況に関する調査について、考察を加えることとする。

会社法358条によれば、株式会社の業務の執行に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、総株主の議決権のまたは発行済株式の100分の3以上の議決権または株式を有する株主は、当該株式会社の業務および財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができ（1項）、裁判所により選任された検査役は、調査結果を裁判所に報告しなければならず（5項）、また、当該株式会社および検査役の選任の申立てをした株主に対し、調査結果の書面の写しを交付しなければならず（7項）¹²⁸、さらに、職務上必要があるときは、当該株式会社の子会社の業務および財産の状況を調査することもできるとされている（358

¹²⁶ 江頭憲治郎『株式会社法（第6版）』586頁（有斐閣、2015年）。

¹²⁷ 江頭・前掲注(1)103頁、高橋・前掲注(1)『少数派株主の保護』136頁、223頁（有斐閣、1998年）、高橋・前掲注(1)『企業結合法制』175頁以下参照（中央経済社、2008年）。

¹²⁸ 電磁的記録の場合については省略する（358条参照）。

条4項）。検査役の調査については、裁判所は調査の範囲を限定することは可能であるとされている¹²⁹。

調査結果の措置については、会社法359条に規定がある。これによれば、調査報告を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、取締役に対し、一定の期間内に株主総会を招集することおよび調査結果を株主に通知することの全部または一部を命じなければならないとされており（359条1項）、取締役は、裁判所から上述の株主総会の招集を命じられた場合には、株主総会において、検査役の調査報告の内容の開示および検査役の調査報告の内容についての調査結果の報告をしなければならないとされている（359条2項、3項。検査役の調査報告の内容についての調査については、監査役設置会社の監査役も取締役と同様である。）。

以上のように、会社法において検査役による会社の業務および状況の調査については、子会社への調査権限が検査役に認められてはいるが、支配会社への調査権限は規定されていない。結合企業法制度の議論においては、従属会社の運営局面において、支配会社への調査を検査役に認める立法の必要性が主張されているが¹³⁰、これは実現していない。

結合企業法制度において検査役の調査を立法により導入すべきであるとする学説について見ると、江頭説は、裁判所選任の検査役による会社の業務および財産の状況調査の制度は、少数株主の請求に基づき裁判所が選任した検査役が調査を行うことから、会社の営業秘密の漏洩等が少なく、調査の対象が業務および財産状況の全般に及びうという点で、少数株主の帳簿閲覧権と比較して、株主が代表訴訟を提起するための訴

¹²⁹ 大阪高決昭和36年7月10日下民12巻7号1640頁。このほか、江頭・前掲注②588頁、東京地裁商事部研究会報告⑤「商事保全及び非訟事件の実務研究」判時1314号40頁（1989年）参照。

¹³⁰ 江頭・前掲注(1)154頁参照、高橋・前掲注(1)『少数派株主の保護』134頁、223頁、高橋・前掲注(1)『企業結合法制』184頁参照。

訟資料等の収集手段として、より適格的なものであると述べ¹³¹、従属会社の少数株主のための制度として、検査役による支配・従属会社の業務および財産状況の調査の導入の必要性を論じる¹³²。江頭説は、会社が同説が提示する責任規制¹³³に基づき損害を被ったと疑うべき事由があるときは、6ヶ月前から引き続き株式を有する株主は、会社、支配会社または支配会社の他の従属会社の業務および財産の状況を調査させるため、裁判所に検査役の選任を請求することができ、検査役は、その調査結果を裁判所に報告しなければならず、会社の取締役は、裁判所が会社、支配会社または支配会社の他の従属会社の利益を著しく害すると認めた部分を除き、検査役の調査の結果を5年間本店に、その謄本を3年間支店に備え置かなければならず、会社の株主および債権者は、調査結果の閲覧謄写の請求をすることができるとする立法案を提示する¹³⁴。

高橋説は、従属報告書を日本にも導入すべきであるとし、従属報告書の閲覧を株主に認めない代わりに¹³⁵、支配会社との関係を調査させるための検査役の選任を裁判所に請求する権利が株主に与えられるべきであると論じる¹³⁶。高橋説は、支配会社により支配的影響力が行使されることにより従属会社に損害が生じたにもかかわらず、不利益補償¹³⁷がなされていないと疑うべき事由があるときは、従属会社の株主および監査役(小会社の監査役を除く。)は、従属会社と支配会社との関係を調査させるため、裁判所に検査役の選任を請求することができ、検査役の調査権

¹³¹ 江頭・前掲注(1)152頁。

¹³² 江頭・前掲注(1)152頁以下。

¹³³ 責任規制については、江頭・前掲注(1)103頁、189頁参照。

¹³⁴ 江頭・前掲注(1)154頁。

¹³⁵ 高橋説が従属報告書の閲覧を株主に認めないとする理由については、高橋・前掲注(1)『少数派株主の保護』132頁以下、高橋・前掲注(1)『企業結合法制』182頁参照。

¹³⁶ 高橋・前掲注(1)『少数派株主の保護』133頁。

¹³⁷ 不利益補償については、高橋・前掲注(1)『少数派株主の保護』136頁、高橋・前掲注(1)『企業結合法制』178頁。

限は、従属会社と支配会社の業務および財産の状況に及び、検査役は、その調査結果を裁判所に報告し、裁判所は、必要あると判断する場合、従属会社の取締役株主総会を招集させることができ、この株主総会では、検査役の報告書が提出され、取締役および監査役は検査役の報告に対して意見を述べる義務を負うという立法案を提示する¹³⁸。

両説が提案する立法案においては、違いはあるが、両説が示す検査役制度の趣旨は、支配会社に対する責任規制を支えることであり、すなわち、支配会社による従属会社への影響力行使により従属会社に損害が生じたことについて疑いがあるという状況で、従属会社の少数株主が支配会社に対する責任を追及すべきかどうかを判断するための情報または証拠を収集する手段を従属会社の少数株主に与えることであると言えるであろう。

イギリス会社法における検査役制度においては、公共の利益が考慮要素に含まれる。しかし、上述のように、イギリス会社法の検査役制度は、株主および債権者の利益も考慮している。上述の江頭説および高橋説の立法案または両説が示す制度の趣旨からすれば、公共の利益は考慮要素とされていない。以上からすると、公共の利益ではなく、結合企業法制度における従属会社の少数株主または債権者の保護を重視して、イギリス会社法における検査役制度が株主または債権者の利益を考慮する実質的な部分から示唆を得るべきであろう。

イギリス会社法において、検査役の選任について株主が申請する場合については、持株要件を満たす株主または200人以上の株主による申請が必要とされている（1985年会社法431条2項(a)参照）。しかし、会社の業務が一部の株主にとって不公正な侵害行為となる方法で行われていること、会社の作為または不作為が一部の株主にとって不公正な侵害行為と

¹³⁸ 高橋・前掲注(1)『少数派株主の保護』134頁～135頁。

イギリス会社法における検査役制度に関する考察—結合企業法制度における従属会社の運営局面との関連で—

なることまたは株主が合理的に期待する会社業務の情報を一部でも得ていないことを示す状況があると国務大臣が疑う場合には、国務大臣は、株主の申請なしに、検査役を選任することができる（432条2項(a)(d)参照）。これは、株主が不利益または損害を受けている疑いがある以上は、検査役選任の申請につき上述の持株要件等を求める必要はないという趣旨によるものと考えられる。このように考えると、支配会社の影響力行使により従属会社に損害が生じているという疑いがあるという実質的要件を満たすのであれば、江頭説および高橋説が提示するように、検査役の選任は単独株主権とする立場は支持されるべきである¹³⁹。

イギリス会社法においては、検査役の調査権限は、親会社、親会社の子会社等に及び、会社の業務に関連するのであれば、親会社または親会社の子会社等の業務についても検査役の調査の報告書が提出される（433条1項参照）。これは、会社の業務の調査に必要があれば、親会社等の調査が及ぶという形のものである。これは、高橋説の立法案と同様と言えるであろう。このほか、江頭説の立場と同様に、支配会社の他の従属会社の業務についても調査権限が及ぶとすべきであろう。

イギリス会社法の検査役制度における会社の所有状況の調査および会社の書類および情報の調査については、検査役の会社の業務の調査に含まれるとして、検査役が必要に応じてこれらの事項を調査すると解すれば足りるであろう。

検査役の報告書の開示方法については、イギリス会社法においては、株主、監査役、調査の申請者および債権者等が報告書の写しを請求すれば、写しがそれらの者に交付される（437条3項参照）。このほか、検査

¹³⁹ 支配会社の株主が従属会社の業務および状況の調査のために検査役の選任を請求することについては、実質的要件を満たす限り、株式または議決権の保有を問わず、支配会社の株主が検査役選任の請求をすることができるとするための特別の規定を結合企業法制度において設けるべきであろう。

役の報告書は、公刊され、公表される。江頭説および高橋説の開示方法については、両説の立法案の趣旨は、検査役の報告書は株主全体に開示されることと解しうるであろう。

検査役の報告書の開示については、江頭説は従属会社の債権者も開示の対象者に含める。イギリス会社法においては、検査役の報告書の開示の対象に債権者が含まれている。従属会社の少数株主および債権者の利益は一致するとは限らないのであり、従属会社の債権者保護を考慮するのであれば、日本の結合企業法制度において検査役の報告書は従属会社の債権者にも開示されうるとすべきであろう。

検査役の選任については、江頭説は従属会社の債権者を検査役の選任の請求権者に含めていない。他方、イギリス会社法においては、会社の業務が当該会社の債権者または他の者の債権者を騙す意図で、または詐欺的な目的等で行われていることを示す状況があると国務大臣が疑う場合には、検査役を選任することができる（432条2項(a)参照）。これは、上記の実質的要件が満たされれば、検査役の選任および調査が認められるというものであり、この規定の趣旨は、債権者保護にあると解すべきである。上述のように、従属会社において債権者の利益が少数株主の利益と一致しないことがありうることを考慮すると¹⁴⁰、日本の結合企業法制度において、従属会社の債権者保護を目的として、検査役の選任について債権者も請求権者とすべきである。

以上のことを踏まえたうえで、次のような規制案を提案する。

¹⁴⁰ このことに加え、結合企業法制度において従属会社の債権者保護のための支配会社に対する責任規制を設けるべきであるというのであれば、検査役の報告書は従属会社の債権者にも開示されうるとすべきであり、また従属会社の債権者は検査役の選任を請求することができるべきである。

「A条

1項 会社が支配会社の影響力の行使により損害を被ったことを疑うに足りる事由があるときは、次の者は、当該会社および当該支配会社の業務および財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任を請求することができる。

- 1 当該会社の株主
- 2 当該会社の債権者

2項 検査役は、前項の調査のため必要がある場合には、支配会社の他の従属会社の業務および財産の状況を調査することができる。

3項 検査役は、1項および2項の調査の結果を裁判所に報告しなければならない。

4項 裁判所は、前項の調査結果の写しを次の者に交付しなければならない。ただし、裁判所は、当該会社、当該支配会社および2項の支配会社の他の従属会社の利益を著しく害すると判断する部分の調査結果につき写しを交付しないことができる。

- 1 1項の請求をした者
- 2 当該会社

5項 当該会社が前項の写しの交付を受けた場合には、当該会社は、遅滞なく、検査役の調査があった旨を公告しなければならない。

6項 当該会社は、4項の写しを本店に、その謄本を支店に備え置かなければならない。

7項 当該会社の株主および債権者は、当該会社の営業時間内はいつでも、次の請求をすることができる。

- 1 前項の書面の閲覧の請求
- 2 前項の書面の謄本または抄本の交付の請求

規制案は、以上のとおりである¹⁴¹。1項および2項に規定する検査役の調査の範囲については、裁判所は、必要に応じて、一定の範囲に限定することができるかと解すべきであろう。5項は、従属会社の株主および債権者に対して、検査役の調査があったことの周知を図る趣旨である。

検査役の裁判所への調査報告は、電磁的記録によって行うことができるとすべきである。この場合、上記の4項については、裁判所は、検査役の調査結果を記録した電磁的記録の複製または電磁的記録に記録された調査結果を書面にしたものを、調査結果の写しの交付を受ける者（4項1号、2号）に、交付しなければならない旨の規定、上記7項については、当該会社の株主および債権者は、電磁的記録が記録した調査報告を表示したものの謄本または抄本の交付を受けることができる旨の規定を加える等、電磁的記録による検査役の調査報告に対応する必要があるであろう¹⁴²。

1項では、検査役選任の請求権者を株主および債権者としている。高橋説によれば、監査役も請求権者とされている。イギリスの会社法においては、会社が請求権者に含まれている（431条2項(c)参照）。高橋説は、監査役は従属会社を代表して検査役の選任を請求する趣旨であると考えられる。このように考えると、上記の規制案の1項においても、当該会社の監査役を検査役の選任の請求権者とする趣旨の規定を加えてもよいであろう。これに加えて、監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の監査委員である取締役も同様にすべきであろう¹⁴³。この場合、監査役、監査等委員である取締役および監査委員

¹⁴¹ 6項の備置の期間は一定の期間とすべきであろう。江頭・前掲注(1)154頁は、期間について、検査役の調査結果につき本店に5年、謄本につき支店に3年間としている。

¹⁴² 規制案の5項および6項も同様である。

¹⁴³ 具体的には、1項において、「3 監査役、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員である取締役または指名委員会等設置会社にあつては監査委員である取締役」という規定が加えられるべきであろう。

イギリス会社法における検査役制度に関する考察—結合企業法制度における従属会社の運営局面との関連で—
である取締役役に、4項の検査役の調査結果の写しの交付がなされるとすべきであろう。

上記規制案には、株式または議決権所有という客観的基準に基づく支配会社¹⁴⁴のほかに、実質的基準に基づく支配会社を含めるべきか。ここで言う実質的基準の支配会社とは、会社の取締役会が他の会社の指揮または指図に従って行動することを常とする場合における当該他の会社のことである¹⁴⁵。結合企業法制度における支配会社に対する責任規制がそのような支配会社にも及ぶとする立場をとるのであれば¹⁴⁶、その種の支配会社の規定を上記の規制案に含めるべきである。私見としては、これを肯定すべきであると考え。具体的には、次の規制案を提案する。

「8項 A条において、支配会社は、会社の取締役会が他の会社の指揮または指図に従って行動することを常とする場合には、当該他の会社を含むものとする。」

以上が規制案である。これが上記1項から7項に加えられるべきである。したがって、上記A条において客観的基準による支配会社と実質的基準による支配会社の両方が規制を受けることになる。

以上のように、本稿では、上記のA条1項から8項の規制案を提示した。この規制案は、結合企業法制度において、従属会社の少数株主および債権者の保護を目的とした特別の規定として設けるべきである。

あるいは、規制案の1項に、当該会社を検査役選任の請求権者とする規定を加え、監査役、監査等委員である取締役および監査委員である取締役が当該会社を代表して検査役選任の請求をすることができるものと解すべきであろう。具体的な規制案としては、1項において、「3 当該会社」という規定が加えられるべきであろう。

¹⁴⁴ 江頭・前掲注(1)25頁、高橋・前掲注(1)『少数派株主の保護』129頁参照。

¹⁴⁵ このような支配会社の定義の規定案は、影の取締役の考察より示唆を得たものである。坂本・前掲注(5)352頁以下参照。

¹⁴⁶ 坂本・前掲注(5)357頁、386頁参照。

法政研究20巻3号（2016年）

* 本研究は、JSPS科研費24530108の助成を受けたものである。